

議案第50号

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例（平成7年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第12条関係） 大口町温水プール利用料金			別表（第12条関係） 大口町温水プール利用料金		
区分	単位	基準額	区分	単位	基準額
温水プール個人利用料	大人 1回券	310円	温水プール個人利用料	大人 1回券	300円
	小・中学生 1回券	100円		小・中学生 1回券	100円
	幼児	無料		幼児	無料
	大人 11回数券	3,100円		大人 11回数券	3,000円
	小・中学生 11回券	1,000円		小・中学生 11回券	1,000円
温水プール専用料	大人 1時間1コース (1時間未満は1時間とする)	1,670円	温水プール専用料	大人 1時間1コース (1時間未満は1時間とする)	1,640円
	中学生以下 1時間1コース (1時間未満は1時間とする)	830円		中学生以下 1時間1コース (1時間未満は1時間とする)	820円
ロッカー専用料	1個1月間	1,040円	ロッカー専用料	1個1月間	1,020円
備考 略			備考 略		

## 改正要旨

### 1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町温水プールの利用料金について改正をするものです。

### 2 改正の概要

大口町温水プールの利用料金について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの利用料金額を100分の105で除して得た額(1円未満の端数金額は切り捨てました。)を利用料金算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで利用料金を決めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

### 3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。